

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月7日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表5 警備警察官派出所の部広島県広島中央警察署の項を削り、同部広島県三原警察署の項位置の欄中「用倉」を「善入寺」に、同項警備区域の欄中「用倉（広島空港の所在する区域及びその周辺）」を「善入寺の一部、上北方の一部」に改める。

別表備考中「平成24年10月1日」を「平成25年3月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成25年3月1日から施行する。